

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	南出 典彦 委員	
報告案件名	No. 5	旧青少年研修センター跡地等利活用にかかるサウンディング型市場調査について

質 問 内 容

利活用に伴う地域住民の声はどのように反映するのか伺います。

答 弁 内 容

市有地の利活用にあたっては、地域住民のご理解を頂いたうえで実施することが重要であると考えております。

本調査の実施にあたりましては、事前に概要を駒場町3町内会の会長を経由して情報を伝えており、調査後は、町内会との懇談会を開催し、調査結果を報告すると共にご意見を頂く予定となっております。

その後、こうした意見を反映させた公募型プロポーザルの募集要項を作成いたしますが、その後も、議会を初め地域住民へ情報を丁寧に提供した上で、進めて参りたいと考えているところであります。

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	南出 典彦 委員	
報告案件名	No. 1 1	恵庭市版シティセールスプラン（案）について

質 問 内 容
<p>個々の事業の一体感・統一感を図る戦略として、専用冊子を作成することですが、内容と発行日・部数・配布場所について伺います。</p>

答 弁 内 容
<p>恵庭という「まちを売り込む」ため、戦略的にセールスを推進し、都市のブランドイメージを確立することを目的として、恵庭市版シティセールスプラン（案）を策定しているところであります。</p> <p>本プラン（案）の施策の展開方法として、「魅力を探る・つくる」、「魅力を発信する」、「編集・集約する」、「定着させる」の4項目を掲げ、その内の「魅力の発信」及び「編集・集約」における「実施すること」の1事業として、「専用冊子の作成」を取り入れております。</p> <p>本プラン（案）の発信及び編集・集約に対する主たる取組としましては、ホームページやSNS等、ICTの活用を考えておりますが、並行して紙媒体としての「専用冊子」も重要であると認識しております。</p> <p>専用冊子の作成に向けた具体的な内容につきましては、今段階では未定であります。プラン策定後、専用冊子の作成に向け、他部署で作成されている市PR冊子等を精査し、市民及び庁内委員会での協議を図りながら、作業を進めて参ります。</p>

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	南出 典彦 委員	
報告案件名	No. 16	恵庭市学校給食センター整備・運営に関する基本的方向性(素案)について

質 問 内 容

給食センターの現状と課題、施設整備・運営の考え方についてはわかりました。
 整備の進め方については、中学校給食センターに増築することを基本とするとのことでしたが、他の方法での施設整備の方法・財政負担額を教えてください。

答 弁 内 容

他の方法での施設整備の方法・財政負担額についてですが、
 中学校給食センターは、平成13年の建設から18年経過しており、目標耐用年数の60年まで42年間を有している、比較的新しい施設であります。
 また、現在の学校給食衛生管理基準に概ね適合していること、さらには、増築工事中における給食を休止することなく、既設小学校給食センター、中学校給食センターを稼働して給食提供を行うことができることから、中学校給食センターに増築することが、施設の有効活用及び財政負担の面からも最も効果的であると考えております。
 他の方法での比較につきましては、他に用地を確保し、小中一体型の給食センターを新築した場合、又は、既存敷地の小学校給食センター、中学校給食センターを解体し、新たに小中一体型給食センターを新築した場合のいずれにおいても、中学校給食センターに増築する場合に比べ、床面積が3倍程度となり、財政負担が大きくなると想定されますので、具体的な検討はしておりません。

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	野沢 宏紀 委員	
報告案件名	No. 8	行政改革の推進について

質 問 内 容

本庁外4施設の今後の取り組みとして、令和2年度は第3専門部会による検討を行う、とのことであり
ます。第3専門部会での検討はどのような視点からの内容になるのか。また、最終的な結論は、いつ示
されるのかお伺いします。

答 弁 内 容

令和2年度での第3専門部会における検討の視点についてですが、「恵庭市公共施設等総合管
理計画基本方針 ～公共施設マネジメントの考え方～」に示している「公共施設総量の削減・
抑制」、「機能維持を主眼とした統廃合の推進」、「公共施設管理等の総合管理の一元化」の3つ
の視点に沿って、評価を行う予定であります。

なお、最終的な結論につきましては、令和2年度内に示して参りたいと考えております。

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	野沢 宏紀 委員	
報告案件名	No. 9	第2期恵庭市総合戦略(案)について

質問内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・恵庭市総合計画との関係については、人口減少の問題に特化した重点的・横断的な取り組みを進めるべき施策の基本計画・実施計画としての位置付け、とのことでありますが、関連する他の計画等への反映や整合性についてお伺いします。 ・内容として、これまでの施策よりも踏み込んだ戦略となっているのか、お伺いします。 ・SDGsはどのような位置づけになるのかお伺いします。 		

答弁内容		
<p>はじめに、関連する他の計画等への反映や整合性についてであります。本総合戦略(案)は、恵庭市総合計画における人口減少問題に対応する重点戦略計画として位置づけられており、人口減少問題への対応に関する分野別計画の指針となるものでありますことから、各計画との連携を図りながら、整合性を図って参ります。</p> <p>次に、これまでの施策よりも踏み込んだ内容の戦略となっているかについてであります。本市においても今後少子高齢化が予測され、人口構造が変化中、限られた財源において総合戦略を効果的に推進するため、本市の優位性や独自性、先駆性等のある施策で構成された「新ガーデンデザインプロジェクト」を第2期戦略の柱に据え、優先度の高い事業に資源を集中的に投入するなど、重点的な展開を図り、時代に応じた施策に取り組んで参りたいと考えております。</p> <p>最後に、SDGsの位置づけについてであります。本総合戦略(案)に掲げる20の具体的な施策とSDGsとの関係性を可視化するため、第2期恵庭市総合戦略(案)の22ページ「新しい時代の流れを力に ②第2期恵庭市総合戦略とSDGsの関係」において、関係するSDGsの17の目標(ゴール)に関連する具体的な施策を示したところであります。</p>		

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	野沢 宏紀 委員	
報告案件名	No. 16	恵庭市学校給食センター整備・運営に関する基本的方向性(素案)について

質 問 内 容

本庁外4施設の検討で第2専門部会においては、PFI事業を導入し、BTO方式を基本とする、ことを確認された様だが、先の第3専門部会との整合性についてはどの様になるのかお伺いします。

答 弁 内 容

第3専門部会との整合性についてですが、
 学校給食法では、必要な施設整備について、学校給食の安全・安心と安定的提供及び学校教育としての食育という観点から、市町村が経費負担し施設を保有することで、施設・設備面での関与を適切に図り、責任主体を明確とすることを規定しております。
 このため、全国のPFI事業のほとんどが、民間が施設を建て、所有権を市町村に移転し、民間が運営するBTO方式となっております。
 第3専門部会が担当する公共施設等総合管理計画の推進では、公共施設の総量削減・抑制を基本方針としているところですが、学校給食センターにつきましては、学校給食法に基づき市が施設を保有することとなり、総量削減とはなりません。少しでも面積を抑制できるよう、児童・生徒数の減少を視野に入れた整備時期やコンパクトで効率的な施設整備について、検討して参ります。

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	野沢 宏紀 委員	
報告案件名	その他	その他所管事務調査

質問内容		
<p>・市全体の事業の中で市民を対象とした事務事業で、平成28年度、29年度、30年度の3カ年で実績がない(ゼロ)事業はあったのか。その場合の事業名は何かお伺いします。</p>		

答弁内容		
<p>平成28年度につきましては、住宅支援住宅改修事業補助金、母子生活支援施設措置費、木造住宅耐震改修助成金などとなっております。</p>		
<p>平成29年度につきましては、住宅支援住宅改修事業補助金、母子生活支援施設措置費、高等学校卒業程度認定試験合格支援助成、農業後継者奨学金助成事業補助金などとなっております。</p>		
<p>平成30年度につきましては、住宅支援住宅改修事業補助金、母子生活支援施設措置費、自立支援教育給付金、農業後継者奨学金助成事業補助金、木造住宅耐震改修助成金などとなっております。</p>		

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	渋谷 敏明 委員	
報告案件名	No. 2	第2期災害用物資備蓄計画（案）について

質問内容		
<p>分散備蓄拡大の必要性を感じているところですが、現在の備蓄場所件数と備蓄場所の空きスペース状況について伺います。</p>		

答弁内容		
<p>備蓄場所についてですが、車両センターの敷地内に防災倉庫1か所と、漁町・恵み野南・道と川の駅に備蓄倉庫3か所があり、合わせて4か所となっております。</p> <p>分散備蓄につきましては、小・中学校を中心に分散備蓄を進めており、ポータブルストーブと大型ストーブ、発電機、投光器、段ボールベッドは市内全小・中学校に整備しており、非常食、毛布や寝袋、スケッチイレなどについては、保管可能な学校にそれぞれ分散備蓄しているところです。</p> <p>また、黄金ふれあいセンターや島松公民館、かしのもり、えにあすなどの大規模な公共施設にも分散備蓄を進めてきたところであり、一昨年の胆振東部地震の避難所対応では、分散備蓄が一定程度機能したと考えております。</p> <p>その他に、老人憩の家や地区会館などと調整を図りながら分散備蓄をさらに進めているところではありますが、保管場所の確保などについては、引き続き施設管理者の理解を図りながら、分散備蓄を進めて参ります。</p>		

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	澁谷 敏明 委員	
報告案件名	No. 1 4	都市計画マスタープラン改訂について

質 問 内 容
<p>令和元年度恵庭市民意識調査(まちづくりアンケート)では、最寄りの駅周辺に賑わいがあると思うかについて、否定側の回答が80%となっています。恵庭の顔でもある3駅の活性化が必須と考えますが、今後の駅周辺の賑わいについて次期計画ではどのようにお考えか伺います。</p>

答 弁 内 容
<p>3駅の活性化については、現都市計画マスタープランにおいて、3駅を地域中心とした集約型都市構造の形成などを基本方針に、恵庭駅西口周辺再整備事業や、公民複合施設「えにあす」の整備、恵み野駅東口地区の「通り」の活性化など、様々な取組を進めた結果、恵庭駅通の宿泊施設や、高齢者向け住宅などの民間事業の取組や、恵み野商店会の活発な活動、さらには恵庭市内における土地価格の上昇など、一定の効果が表れたものと考えているところです。</p> <p>次期都市計画マスタープランにおいても、今後も進む少子高齢化に対応し、3駅周辺の活性化に向け、公共機能や民間集客機能の集約、生活利便機能の確保など、より一層「暮らしやすいまち、暮らし続けたいまち」を目指し、取組を進めて参ります。</p>

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	澁谷 敏明 委員	
報告案件名	No. 15	令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

質 問 内 容
調査結果を踏まえ、今後どのように検証し、どのように取り組んでいくのか伺います。

答 弁 内 容
<p>全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果を踏まえ、今後どのように検証し、どのように取り組んでいくのかについてですが、</p> <p>本調査結果を踏まえ、各学校では自校の成果や課題を分析したうえで、今後の目標及び体力向上に係る取組を「体力向上プラン」として策定し、課題解決に向けて取り組んでおります。</p> <p>また、「恵庭市学力・体力向上推進会議」において全校の「体力向上プラン」を比較・検証したうえで、全市的な体力向上に係る施策について研究・協議しており、会議での意見を踏まえ、外部指導員による小学校の体育授業支援など、体力・運動能力向上に必要な施策に取り組んで参ります。</p>

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 2	第2期災害用物資備蓄計画（案）について

質問内容		
<p>備蓄品の選定については地震の被害想定に基づくものだが、この度のコロナウイルス感染症対策の中で全国的なマスク不足という事態を受けて、市として災害時に準じた物資備蓄に衛生品の充実を盛り込むべきだと考えるが、ご所見を伺う。 (マスク、アルコール消毒液、除菌タオル、ビニール・ポリエチレン手袋、体温計など)</p>		

答弁内容		
<p>地域防災計画の中では、防疫の観点から災害対応にあたることも想定しており、また、避難所における衛生管理など、避難生活の質の向上を図る観点からも衛生用品の備えは重要と認識しております。</p> <p>第2期物資備蓄計画（案）につきましては、議会にお示ししたのち、今後自主防災組織等からも意見をいただきながら、必要な備蓄品を計画的に整備できるよう、成案化に向けて進めて参ります。</p> <p>避難所においては、救急箱はすべて配備しておりますが、感染症予防や防疫対策に関する備蓄につきましても、衛生用品等の備蓄を検討して参ります。</p> <p>市民に対しては、個々で必要な生活物資について、平時から家庭で備えるよう周知啓発して参ります。</p>		

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 9	第2期恵庭市総合戦略(案)について

質 問 内 容

P5 3.4 具体的な施策と重要業績評価指標(KPI)

- ①駅周辺の賑わいづくり
3駅周辺の通量、特に歩行者の数を指標としてはどうか。
- ②住宅政策の推進
空き家率の減少を指標としてはどうか。
- ③健康・長寿の推進
高齢者の通いの場として、サロンや憩の家、総合体育館の利用者数を指標としてはどうか。
- ④地域資源活用観光振興
観光入り込み客数だけでなく、観光消費額を指標としてはどうか。
- ⑤中小企業支援事業・企業支援
起業件数も重要だが存続件数の把握も必要であるため、純増件数を指標にしてはどうか。
- ⑥個々人の希望をかなえる少子化対策推進事業
男性育児取得率を指標にしてはどうか。
- ⑦教育環境の充実、学力向上
少人数学級の実施率、高校中退率を指標にしてはどうか。

答 弁 内 容

第2期総合戦略(案)の策定に当たりましては、この間、恵庭創生懇談会において協議・検証を重ねるとともに、議会からの意見も伺いながら取り進めてきたところであります。

また、重要業績評価指標(KPI)の設定につきましても、都度、いただいた意見を検討し、反映してきたことから、今回お示しした総合戦略(案)における重要業績評価指標(KPI)の設定は妥当であると考えております。

なお、今回ご提案いただいた7つの具体的な施策に対する重要業績評価指標(KPI)への設定項目につきましては、現時点での数値把握が困難なものや、設定すべき目標値の協議等も必要でありますことから、今後の参考として参りたいと考えております。

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 15	令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

質問内容		
P1 調査結果から、恵庭市の子ども体力・運動能力についてどのように分析するか。また、体力・運動能力向上にはどのような取組が必要か伺う。		

答弁内容		
<p>はじめに、恵庭市の子ども体力・運動能力についてどのように分析するかについてですが、</p> <p>本調査結果を踏まえ、各学校において、自校の成果や課題を分析しております。そのうえで、今後の目標及び体力向上に係る取組を「体力向上プラン」として策定し、課題解決に向けて取り組んでおります。</p> <p>次に、体力・運動能力向上にはどのような取組が必要かについてですが、</p> <p>「恵庭市学力・体力向上推進会議」において全校の「体力向上プラン」を比較・検証したうえで、全市的な体力向上に係る施策について研究・協議しており、会議での意見を踏まえ、外部指導員による小学校の体育授業支援など、体力・運動能力向上に係る取組が必要であると考えております。</p>		

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 1 5	令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

質 問 内 容

P15 体育の授業について

- ① 恵庭市では学力・体力向上推進事業として、小学校体育授業への体育指導員の派遣を行っているが、その効果と課題を伺う。また、体育指導員の派遣がない2校についても、学校独自で地域の支援を受けた授業の取組があったとのことだが(予算個別質疑の答弁より)どのような取組か。
- ② 体育の授業についての4項目の質問回答から見えてくる課題と対策を伺う。

答 弁 内 容

はじめに、小学校体育授業への体育指導員派遣に係る効果と課題についてですが、児童の体力向上や運動習慣の定着を目的に、専門の指導者を派遣し体育授業における指導を行うため、市教委において各校からの要望を取りまとめて実施しているところであり、児童の運動能力や体力向上が図られるとともに、教員に対しても指導技術の習得に繋がる効果もあるものと考えております。

課題としましては、現在全校一律の派遣状況でありますので、広く児童全般に指導が可能となるよう学校規模に応じた対応について検討していく必要があると考えております。

次に、体育指導員派遣の無かった2校における学校独自の取組についてですが、柏小学校において、学校運営協議会の取組の一環として、体力テストの実施に当たって、地域の方々に測定のお手伝いをしていただいた事例があったと聞いております。

次に、体育授業に関する質問回答から見えてくる課題と対策についてですが、授業の楽しさや目標の設定については全国・全道と比較して、同程度かやや上回っておりますが、授業の振り返り活動については下回っております。また、できないことができるようになったきっかけとして、先生に個別にコツやポイントを教えてもらったり、児童生徒同士で教えあったりしたことが割合高い回答となっていることから、個別指導の充実を図るといった面で、体育指導員の更なる活用が必要と考えております。

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 1 5	令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について

質 問 内 容

P22 保健体育の授業について

体育授業で学習したことを振り返る活動(小学校)の回答(取り入れている100%)と、P15の児童回答(行っている、もしくはときどき行っている男女とも60%強)、保健体育で学習したことを振り返る活動(中学校)の回答(いつも、もしくはだいたい取り入れている100%)とP20の生徒回答(行っている、もしくはときどき行っている男女とも70%ほど)。学校回答と児童生徒の回答の差異の理由をどのように分析するか。またその差異をなくすための対策を伺う。

答 弁 内 容

はじめに、振り返り活動に関する学校回答と児童生徒回答の差異の理由についてですが、小学校における体育授業や、中学校における保健体育授業の進め方は、他の教科と同様、始めに課題を明確にするとともに、前時の振り返りも行って授業を展開し、終了時にはまとめと振り返りも実施しているものと認識しておりますが、教室での座学と違い、体育館や屋外で行う授業であることから、児童生徒の受け止めとして3～4割程度が、振り返りと意識がされていないものと考えております。

次に、差異をなくすための対策についてですが、授業展開の中で、他の教科と同様、課題を明確にしたうえで授業を進め、最後にまとめとして振り返りを行うことについて児童生徒へしっかり意識付けを行う必要があると考えております。

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 17	恵庭市監査基準等の策定について

質問内容
<p>P6 第3条第1項第6号「財政援助団体等監査」(逐条解説P19) 規定中の「補助金、交付金、負担金等」の等は、貸付金、その他の財政援助である。 ①以前の資料で、「財政援助団体の対象抽出の考え方」が示されている。 この「考え方」を実施方針や実施計画ではなく、監査基準の中に明記すべきではないか。</p>

答弁内容
<p>財政援助団体監査は、これまで補助金等の額が概ね20万円以上の団体を対象として、原則4年サイクルで実施しております。</p> <p>監査基準は、監査等を行うに当たっての基本原則を規定するものであり、財政援助団体監査の対象となる団体の考え方については、監査資源の有効活用を図る点から、団体の業種、業態、規模、補助金等の目的等を考慮し、今後も毎年度策定する監査計画等に規定し実施して参ります。</p>

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 17	恵庭市監査基準等の策定について

質 問 内 容
<p>P6 第3条第1項第6号「財政援助団体等監査」(逐条解説P19)</p> <p>規定中の「補助金、交付金、負担金等」の等は、貸付金、その他の財政援助である。</p> <p>②そもそも対象となる補助金、交付金、負担金等を受けている団体はいくつかあるのか。</p> <p>③また、原則4年ごとの実施となっているが、直近5年間の年度ごとの対象団体数、団体名、実施時期はどのようになっているか。</p>

答 弁 内 容			
<p>令和元年度の財政援助団体監査の対象団体は、49団体であります。</p> <p>直近5年間（H27～R1）の対象団体数、監査実施団体名及び実施時期は、下記のとおりであります。</p> <p>なお、年度毎の対象団体数の増減は、当該年度の監査計画を策定する段階で、監査委員の協議により対象団体を決定していることによるものであります。</p> <p style="text-align: right;">注：（ ）内は、補助事業の数</p>			
年度	対象団体数	団体名（監査実施団体）	実施時期
元	49	恵庭市交通安全協会 恵庭地区保護司会恵庭分区 社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会（2） 恵庭市生徒指導協議会 特定非営利活動法人恵庭市体育協会（2） 恵庭商工会議所 サイクルフェスタ・恵庭運営協議会 連合北海道恵庭地区連合 恵庭市商店会連合会	令和元年 11月5日～7日
30	46	社会福祉法人恵庭社会福祉協議会（2） 恵庭市町内会連合会 恵庭市歯科医師会 石狩南地区乳牛検定組合 恵庭市公民館島松分館 恵庭市議会自由民主党議員団清和会 恵庭市議会公明党議員	平成30年 5月23日～28日

総務文教常任委員会質疑答弁書

答 弁 内 容			
年度	対象団体数	団体名（監査実施団体）	実施時期
30		市民希望の会 民主・春風の会 恵庭市議会日本共産党議員団 公益社団法人恵庭市シルバー人材センター えにわ雪んこまつり実行委員会	
29	48	恵庭消費者協会 恵庭市交通安全運動推進委員会 恵庭市防犯協会連合会 学校法人柏学園 道央農業協同組合 恵庭・北広島酪農ヘルパー利用組合 恵庭市米麦改良協会 恵庭市家畜自衛防疫組合 職業訓練法人恵庭地方職業能力開発協会 恵庭イベント推進委員会 恵庭市中学校体育連盟 恵庭市文化協会	平成29年 5月23日～25日
28	49	特定非営利活動法人工房恵庭運営委員会 恵庭市子ども会育成連合会 恵庭クロスカントリースキー大会実行委員会 えにわスポーツフェスティバル実行委員会 恵庭市交通安全活動指導員会 恵庭市老人クラブ連合会 恵庭市学校図書館活動推進協議会 恵庭花のまちづくり推進会議 恵庭市教育研究協議会 恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	平成28年 5月24日～27日
27	51	恵庭市交通安全協会 恵庭地区保護司会恵庭分区 社会福祉法人恵庭市社会福祉協議会（2） 恵庭市生徒指導協議会 社会福祉法人恵庭光風会 一般社団法人恵庭観光協会 えにわ雪んこまつり実行委員会 特定非営利活動法人恵庭市体育協会 恵庭商工会議所	平成27年 5月20日～22日

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 17	恵庭市監査基準等の策定について

質問内容		
<p>P6 第3条第1項第6号「財政援助団体等監査」(逐条解説P19)</p> <p>規定中の「補助金、交付金、負担金等」の等は、貸付金、その他の財政援助である。</p> <p>④除外した理由がいくつか列挙されているが、以下のものを除外した理由は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部助成など 介護保険特別対策補助金など ・小団体の集合した大団体へ対するもの 単位老人クラブ補助金など 		

答弁内容		
<p>財政援助団体監査は、過去における取扱いとして、具体的に補助金名等を例示し、監査対象から除外しておりました。</p> <p>例示されていた補助金の中で介護保険特別対策補助金（現行は「社会福祉法人軽減事業補助金」）については、低所得で生計が困難である者等について、介護サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担の軽減をする場合、その一部を市が助成するものであり、団体に対する財政的援助ではなく、利用者負担に対する助成であることから、監査の対象外にしております。</p> <p>次に、単位老人クラブへの補助金については、その連合組織である老人クラブ連合会に対する補助金を監査対象としていることから、監査資源の有効活用を図るため、単位老人クラブは対象外としております。</p> <p>しかしながら、監査対象となっていない補助金につきましては、必要に応じ所管課の定期監査において確認等を行っております。</p> <p>なお、現行においては、財政援助団体監査の対象は、団体の状況や補助金等の目的等を考慮の上、監査委員の協議により対象団体等を決定し、監査計画において示しております。</p>		

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 17	恵庭市監査基準等の策定について

質問内容
<p>P7 第3条第1項第10号「共同設置機関の監査」(逐条解説 P21)</p> <p>対象となる機関はいくつあるのか、 もし、対象の機関がないならば、必要性が生じたときに規定すべきではないか。</p>

答弁内容
<p>共同設置機関は、複数の地方公共団体が委員会、委員又は執行機関の附属機関等を共同して設置するものであり、本市においては対象となる機関はありません。</p> <p>監査基準は、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等の適切かつ有効な実施を図るための基準であることから、地方自治法に規定されている共同設置機関の監査についても、基準に規定することとしております。</p>

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 17	恵庭市監査基準等の策定について

質 問 内 容

P11 第17条第2項 「報告基準」(逐条解説 P29)

報告の基準で、第3条第1項第7号から第10号で規定(追加)したものについての監査について、報告と勧告を除外しているのはなぜか。

法に定めがないとしても、あくまで「できる」規定であり、報告と勧告ができる根拠を定める必要があるのではないか。

答 弁 内 容

監査基準第3条第1項第7号から第10号までの監査の結果に関する報告については、「当該報告に添える意見の提出」及び「特に措置を講ずる必要があると認める事項についての勧告」を除外しております。

監査基準は、あくまでも法令の規定により監査委員が行うこととされている監査等を実施するための基準であり、このため、地方自治法で除外されている事項については規定しておりません。

総務文教常任委員会質疑答弁書 (2年1定)

質問委員	新岡 知恵 委員	
報告案件名	No. 17	恵庭市監査基準等の策定について

質問内容
<p>P13 第19条「合議」(逐条解説 P32)</p> <p>第3条第1項第7号、第10号、第11号は合議によるものとされていない。</p> <p>合議の対象から外しているものは、どのように監査が行われるのか(2名のうち、1名のみで実施ができるということか)。</p>

答弁内容
<p>監査基準第3条第1項第7号に規定する「公金の収納又は支払事務に関する監査」及び同項第11号に規定する「例月出納検査」については、いずれも技術的、客観的に行われるものであって、地方自治法においては合議によって結論を出さなければならない事項としては規定されておられません。</p> <p>しかしながら、監査等の結果については、監査委員の合議によらない場合でも、監査委員間の協議により決定されるべきものと考えており、例えば、例月出納検査では、識見監査委員においては毎月、議会選出監査委員においては隔月で検査を行い、検査結果については、監査委員会議において協議をし、意見等の一致を図っております。</p> <p>次に、同項第10号に規定する「共同設置機関の監査」については、共同設置機関において選任された地方公共団体の監査委員により監査が行われることとなります。</p>